

美山小学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

本方針は、人権尊重の理念に基づき、田村市立美山小学校の全ての児童が安心・安全で充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶する目的で策定するものである。

・いじめ防止対策推進法	平成25年6月28日公布 同年9月28日施行
・いじめの防止等のための基本的な方針	平成25年10月11日策定
・いじめの防止等のための基本的な方針	文部科学大臣決定
	最終改定 平成29年3月14日
・福島県いじめ防止基本方針	平成27年4月策定（令和4.9.15一部改正）
・田村市いじめ防止等に関する条例の制定	平成29年4月1日施行

1 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

なお、いじめ防止等に向けた取組に当たっては、この点についての共通認識を児童、教職員のみならず地域住民や家庭、その他の関係者がもつことが重要である。

2 いじめ防止等に向けた基本的な考え方

- 教職員は、鋭い人権感覚をもち、児童の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは絶対に許されない。」という強い認識をもって、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。
- 教職員は、一人で抱え込まず、組織的に対応する。
- 各教科や道徳、特別活動など、教育活動全体を通じて、児童に命の大切さや思いやりの心を育むとともに、児童の主體的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。
- 児童一人一人について理解を深め、児童との信頼関係づくりに努め、児童が教職員にいつでも相談できる体制を確立する。
- 児童の実態を適切に把握し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を学校全体が一致協力して行う。
- いじめを把握した場合には、学校で抱え込まず、学校と田村市教育委員会が一致協力して対応できるように、速やかに教育委員会に報告する。
- 児童の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。

3 いじめの防止等のための組織の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、常設の組織（いじめ防止対策委員会）を置く。学校におけるいじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見・早期対応を組織的に行う。さらに、対応の周知、いじめ対応事案の研修及び学校いじめ防止基本方針の評価・改善を行う。生徒指導・教育相談に関する会議を定期的又は随時設け、情報交換を行う。いじめが発生した時は、必要に応じて外部専門家を活用し対応に当たる。

（1）構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭
- ・ 校長が必要と認めたときは、関係職員を委員会に出席させる。

（2）会議内容

- ・ 各担当者から児童の状況を報告する。
- ・ 報告事案からいじめへの発展性やいじめの兆しがあるか検討する。
- ・ いじめ未然防止のための調査方法を検討する。

（3）開催日

- ・ 定期開催（学級生活満足度調査・いじめ調査等の実施後）
- ・ 臨時開催（いじめ把握時通知等の周知等）

※ いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（4）いじめ事案発生時の特別組織

- ・ いじめ事案が悪質又は深刻な場合は、外部専門家（市教委の指導主事、SSW等）を加えたいじめ等調査委員会を組織する。

〔いじめ等調査委員会＝いじめ根絶チーム＋児童支援委員会＋外部専門家〕

4 いじめの防止等に関する措置

（1）いじめ未然防止のための取組

※ 児童支援全体会に準ずる。

（2）いじめの早期発見のための取組

① 担任をはじめとする日常生活の観察

- ・ 日頃の児童観察と「報告・連絡・相談」の徹底
- ・ アンケート「困りごと調べ」の実施
- ・ いじめの実態調査実施（6月、11月、3月）⇒教育委員会へ報告
- ・ 不登校調査（毎月）⇒教育委員会へ報告
- ・ 学級生活満足度調査（Q-U）の実施と活用（6月）

② 家庭との連携

- ・ 学校評価アンケートの実施（6月、1月）
- ・ 家庭訪問や教育相談（随時） ・ 個別懇談（11月～12月）

③ 相談体制の整備

- ・ 教育相談の開催：休み時間や放課後を有効に使い、気になる児童との話し合いを意図的にもつようにする。また、保護者との懇談会を開催して、相談しやすい体制を整える。

（授業参観日・個別懇談・教育懇談会等）

なお、学校評価の時期に合わせて、未然防止の取り組みを評価、見直しする。

（3）いじめに対する措置

① いじめの実態確認

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 職員は、「これくらい」の感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
- ・ いじめの事実について、管理職に速やかに報告する。

イ 情報の共有

- ・ アの情報を受けた職員は、管理職やいじめ根絶チームと協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 正確な情報把握

- いつ・誰（から行われ）
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景・事情
- 児童の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

これらのことを踏まえて、次のようにしていく。

- ・ 当事者双方と周囲の児童から個々に状況を聞き取り、記録する。また、保護者から児童の様子について聞き取り、記録する。
- ・ 聞いた情報を付き合わせ、情報を共有し、食い違う部分は、再度聞き直し、確認する。
- ・ 調査の時点で、重大事態だと判断される場合には、校長が田村市教育委員会へ直ちに報告する。

エ 解決に向けた指導及び支援方針の決定

- ・ 対応する教職員の役割分担をする。
- ・ 市教育委員会、各関係機関との連携を図る。

オ 児童への指導・支援

- ・ いじめた児童といじめられた児童の双方の指導・支援を行う。

カ 保護者との連携

- ・ いじめた児童といじめられた児童の保護者と直接面談し、連携を図る。

② いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

ア 児童に対して

- ・ 事実確認を確実に行う。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密は守ること」を伝え、心の安定を図る。
- ・ 必ず解決できるという希望をもてるように話す。

イ 保護者に対して

- ・ 事実がわかったその日のうちに保護者と面談し、事実関係を正確に伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 家庭での児童の様子の観察を依頼し、継続して保護者と連携をとりながら解決していくことを伝える。

③ いじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言

ア 児童に対して

- ・ 事実確認を確実に行う。児童の気持ち（心理状態等の内面）を時間をかけて聞き、背景にあるものを探る。
 - ・ いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させるように話す。
- イ 保護者に対して
- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・ 家庭での児童の観察を依頼し、継続して保護者と連携をとりながら解決していくことを伝える。
- ④ 所轄警察署との連携
- ・ いじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認めるような場合は、早期に所轄警察署に相談し、連携を図る。
 - ・ 児童の生命・身体が安全が脅かされるような場合は、直ちに所轄警察署に通報する。
- ⑤ 懲戒、出席停止制度の適切な運用等のいじめ未然防止に関する措置を定める。

5 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたときや相当の期間（年間30日を目安とするが本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を田村市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 当該事態の調査を行うための組織の設置について田村市教育委員会から助言を受ける。
- ・ 当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・ 調査結果は、田村市教育委員会を通じて、田村市長に報告する。
- ・ 調査結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。